平成２１年（フ）第３６６号
和歌山県岩出市新田広芝９番地の42
債務者　若松　雅彦
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３６９号
和歌山市禰宜1320番地の３
債務者　小西　美子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７１号
和歌山県橋本市神野々383番地の16
債務者　長福　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７２号
和歌山市古屋84番地の１セジュール一番館212
債務者　石田智代子（旧姓三田）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７５号
和歌山市井戸53番地の２
債務者　出口由紀夫
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７８号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５
県営住宅８棟３階133号
債務者　泉井　康司
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３７９号
和歌山県紀の川市貴志川町長山277番地５
県営住宅８棟３階133号
債務者　泉井美智子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３８８号
和歌山市東高松２丁目９番35号
債務者　井田　圭亮
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９１号
和歌山市太田581番地の26西岡住宅１号室
債務者　辻　　絹子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９２号
和歌山県橋本市原田132番地
債務者　北島　純子（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９５号
和歌山県海南市重根933番地
債務者　橋本　恭治
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９６号
和歌山市元町奉行丁１丁目10番地
債務者　山本　祐章
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第３９７号
和歌山市元町奉行丁１丁目10番地
債務者　山本二紀代
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５３号
福岡県築上郡築上町大字本庄810番地１
債務者　池上　賢一
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
北海道旭川市永山４条14丁目３番22号
債務者　品野　智也
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７５号
北海道旭川市３条通13丁目672番地の４　グリーンヒル３条401号室
債務者　佐藤　友香
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２１号
北海道旭川市永山４条22丁目２番15号
債務者　中川　房子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３２３号
北海道旭川市神楽５条４丁目４番７号　クリーンハイツ203号
債務者　浦山久美子（旧姓木地谷）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月９日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部